

# 会員登録制度について

## 1. 道場入門と会員登録制度

全国の各支部道場へ入門する皆さまは、支部道場への入門<sup>\*1</sup>と同時に、新極真会の「会員登録制度」にもとづき、総本部への会員登録をしていただきます。この制度は、当会の支部長責任者をはじめとして、指導員、道場生、支持者の皆さまを新極真会会員として登録し、会員情報を一元管理するものです。

※1 支部会費(月謝等)は各支部道場規約に準じます。

## 2. 登録の手順

会員の皆さまは入会手続きの完了後、総本部に登録され、当会専用サーバーで会員情報が集中管理されます。段級位の認定は本制度下で行われますので、昇級昇段審査や各種選手権大会への参加には、この会員登録が必須となりますのでご注意ください。支部道場へ入門した方は、別紙の「入会申込書」に必要事項を記入の上、写真を添えて支部長責任者に提出して下さい。



## 3. 会員区分と年会費

普通会員：8,000円 個人入会の会員

家族会員：8,000円 1家族で複数名入会されている会員 (年会費は1家族で8,000円になります)<sup>\*2</sup>

S C 会員：3,000円 スポーツクラブ会員 (昇級審査や大会出場の資格を得られます)

サポーター会員：8,000円 新極真会OBや当会の趣旨に賛同してくださる方

※2 家族会員では年会費を納める会員を「家族会員A」とし、それ以外を「家族会員B」として区分します。またご夫婦以外で構成される家族会員はA会員またはB会員が20歳以上になった場合、普通会員に区分変更する必要があります。

## 4. 年会費の振替

総本部では毎月末(必着)を締切日として、当月分の入会申込書を受付します。年会費はこの後(書類不備がない場合)、翌々月8日にご指定の口座から振替されます。振替後の通帳への印字は「シンキョクシンカイ」となります。3回以上連続して年会費の振替が出来ない場合は、会則により退会処分となる場合がありますのでご注意ください。なお、初年度年会費は入会時にお支払義務が発生しますのでご了承下さい。

入会翌年からは、所定の退会手続きを完了しない限り、毎年1度初回の振替月8日に自動的に年会費を振替します<sup>\*3</sup>。会員資格は、この振替完了をもって取得(更新)するものとし、振替後1年間を有効期間とします。口座不備などの理由で振替が遅れた場合でも、有効期間は当初の振替日から1年間となりますのでご注意ください。年会費が未納の場合は、会員資格が失効となります。この期間中は、各種の会員特典を付与されない、昇級昇段ほかの履歴が保留扱いとなる、などの場合がありますので併せてご注意ください。

※3 退会時は所定の申請書に会員証を添付し、必要事項をご記入の上で総本部事務局までご郵送下さい。その際、年会費の振替月日(会員証券面記載)を必ずご確認下さい。振替月の前々月末までにご提出いただきますと当年度の年会費振替が停止できます。

退会時に添付していただく会員証を紛失された場合は、1,000円(再発行料相当分)をお支払い頂きますのでご了承下さい。

退会申請がない、また振替月の前々月末までに申請が受理できなかった場合、年会費は自動的に口座振替され、ご返金は致しかねますのでご注意ください。

## 5. 特典

- ① 道場生傷害補償制度の適用
- ② 写真入り会員証の発行(年会費引き落とし翌月末、会員に直接送付します)
- ③ 会報(年一回)の発行
- ④ 新極真関連グッズの優先・割引販売
- ⑤ 各種選手権大会(総本部主催)のチケット購入者への特典
- ⑥ 移籍料免除(会員証を持つ道場生のみ)
- ⑦ 提携企業での割引特典(※S C会員は②⑦のみご利用いただけます)

## 6. 年会費の用途

お納めいただいた年会費は以下のような活動に役立てられます。

- ・道場生傷害補償制度の運用
- ・会員登録システムの運用
- ・会員証や会報等の発行、その他の会員サービス
- ・国際大会をはじめとする各種選手権大会の運営費
- ・骨髄バンクチャリティーなどの社会貢献活動
- ・世界各国での空手道普及活動
- ・ユースジャパン選手・オールジャパン選手の強化プログラム費
- ・各種メディアへの広報宣伝活動

## 7. お問い合わせ

NPO法人 全世界空手道連盟新極真会 総本部事務局 会員登録係  
〒162-0814

東京都新宿区新小川町9-20 新小川町ビル2F

TEL 03-3268-5677 (専用ダイヤル)

FAX 03-3268-5688

受付時間 月曜～金曜(祝祭日を除く) 10時～12時 13時～18時

